医療・保育・教育機関等連携加算について（報酬告示抜粋）R5.3.8

医療・保育・教育機関等連携加算　　１００単位／月

障害児支援利用援助の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、障害児支援利用計画を作成した場合（利用者１人につき、１月に１回を限度）（別表の8→1174）

【報酬告示：1174頁】　8　医療・保育・教育機関等連携加算

注　指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

【留意事項通知：1175頁】　●医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて〔第四の9〕

（1）趣旨

次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。

　ア　障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

　イ　連絡先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。

（2）算定に当たっての留意事項

当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。

（3）手続

第四の7の（3）の規定を準用する　⇒1121頁

【留意事項通知：1121頁】　●退院・退所加算の取扱いについて〔第四の7〕

（3）手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。